

摘発報告④

海上貨物を利用した 中国来フロンガス密輸入事件

(門司税関博多税関支署)

博多税関支署は、平成16年8月上旬、中国来のコンテナに対する大型X線検査装置を活用した検査により大量のフロンガス（CFC-12）（以下「特定フロンガス」という。）を摘発した。その概要は次のとおりである。

(背景)

特定フロンガスとは、もともと自然界には存在しない人工物質で、カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒として開発され、更に人体に毒性がなく、蒸発しやすいなどという特性から、スプレーなどの噴射剤に広く活用されていた。

ところが、この特定フロンガスが大気中に放出されるとオゾン層を破壊する原因となることが判明し、1987年（昭和62年）、国際的に生産や輸出入に対する規制が行われ、我が国においても1995年（平成7年）末までに生産を全廃、輸入についても1996年（平成8年）から経済産業大臣の承認がなければ輸入できないこととなった。

我が国では、現在も特定フロンガスを使用した旧式カーエアコンを装着している車は一千万台を超えるが、この旧式カーエアコンを改造するためには多額の費用がかかるため、依然として特定フロンガスに対する需要は高いものがある。

したがって、安価な特定フロンガスを海外から密輸入し、需要者に販売すれば高額な利潤を得られる状況にある。

(事件の概要)

このような状況の中、平成16年8月上旬、当

支署は、コンテナをトレーラーに積載したまま検査することが可能な大型X線検査装置により、中国から到着した40フィートコンテナ内に隠匿されていた特定フロンガス約34,000本を発見した。

この事件の端緒は、輸入関係書類を審査したところ、不審な点が見受けられたことから大型X線検査装置により検査を実施したことによる。

更に、関係者等の調査を行った結果、保税蔵置場に蔵置中の約79,000本その他、関係先でも大量の特定フロンガスを発見し、その総数は約170,000本を超え、全国では史上2番目となる大量の密輸入事件となった。

当支署としては、今後も港の関守として覚せい剤やけん銃といった国民の健康や安全を脅かす社会悪物品に加えて、特定フロンガス、産業廃棄物、盗難自動車及び大量破壊兵器関連物資などの規制物品についても、水際阻止に向けて全署一丸となって邁進したい。

